

改定対照表

島根県公共工事請負契約約款に係る
設計・契約変更の手引き（案）

改定前	改定後
<p data-bbox="359 646 1323 894">島根県公共工事請負契約約款に係る。 設計・契約変更の手引き（案）</p> <p data-bbox="611 1188 1130 1262">平成31年4月。</p> <p data-bbox="471 1352 1270 1425">島根県土木部技術管理課。</p>	<p data-bbox="1620 638 2608 898">島根県公共工事請負契約約款に係る。 設計・契約変更の手引き（案）</p> <p data-bbox="1911 1203 2377 1276">令和7年2月。</p> <p data-bbox="1733 1373 2555 1446">島根県土木部技術管理課。</p>

改定対照表

島根県公共工事請負契約約款に係る
設計・契約変更の手引き（案）

改定前	改定後
<p>1. 設計・契約変更の手引き（案）策定の目的</p> <p>1-2 適切な設計変更の必要性。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>改正品確法に以下のとおり規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本理念（第3条第10項） 「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」。 ●発注者の責務（第7条第1項第5号） 「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」。 </div>	<p>1. 設計・契約変更の手引き（案）策定の目的</p> <p>1-2 適切な設計変更の必要性。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>改正品確法に以下のとおり規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本理念（第3条第9項） 「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて適正な額の請負代金及び適正な工期または調査等の履行期を定める公正な契約を締結」。 ●発注者等の責務（第7条第1項第12号） 「設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」。 </div> <div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>品確法の改正（R6.6.19）に伴う記載内容の変更</p> </div>

改定対照表

島根県公共工事請負契約約款に係る
設計・契約変更の手引き（案）

改定前	改定後
<p>2. 設計・契約変更の基本事項</p> <p>2-2 契約変更の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。 ●一式で計上しているものについては、原則として契約変更の対象としない。 (ただし、受注者に図面、仕様書、現場説明で設計条件、施工方法を明示しているもので、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除く)。 ●建設工事に係る契約変更ができる範囲は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き以下の場合とし、設計図書の変更及びこれに伴い必要となる工期の変更について適切に行うものとする。 (契約変更ができない場合は、原則として別途契約)。 【当初請負代金4,000万円以上の工事】 追加変更工事費が当初請負代金の50%未満で、かつ5,000万円未満 【当初請負代金4,000万円未満の工事】 追加変更工事費が当初請負代金の30%未満で、かつ2,500万円未満 ※「土木工事に係る変更契約と随意契約のできる範囲の取扱いについて(通知)」 (昭和60年12月13日管発第632号(平成10年3月11日一部改正)) ※「建設工事に係る変更契約ができる範囲の取扱いについて(通知)」 (平成27年3月18日土総第998号) ●当初の工事目的と関係ない工種の追加や別の工事で施工すべき工種の追加は、原則行わない。 	<p>2. 設計・契約変更の基本事項</p> <p>2-2 契約変更の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。 ●一式で計上しているものについては、原則として契約変更の対象としない。 (ただし、受注者に図面、仕様書、現場説明で設計条件、施工方法を明示しているもので、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除く)。 ●建設工事に係る契約変更ができる範囲は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き以下の場合とし、設計図書の変更及びこれに伴い必要となる工期の変更について適切に行うものとする。 (契約変更ができない場合は、原則として別途契約)。 【当初請負代金4,000万円以上の工事】 追加変更工事費が当初請負代金の50%未満で、かつ5,000万円未満 【当初請負代金4,000万円未満の工事】 追加変更工事費が当初請負代金の30%未満 ※「建設工事に係る変更契約ができる範囲の取扱いについて(通知)」 (令和5年3月17日土総第924号) ●当初の工事目的と関係ない工種の追加や別の工事で施工すべき工種の追加は、原則行わない。
	<p>削除</p> <p>「建設工事に係る変更契約ができる範囲の取扱いについて(通知)」の改訂(R5.3.17土総第924号)に伴う記載内容の変更</p>

改定対照表

島根県公共工事請負契約約款に係る
設計・契約変更の手引き（案）

改定前	改定後
<p>4. 設計・契約変更の考え方</p> <p>4-5 発注者の特別な理由により工期を短縮する必要がある場合 [契約約款第23条] 。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。[契約約款第23条第1項] 。 ●発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別な理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。[契約約款第23条第2項] 。 ●発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。[契約約款第23条第3項] 。 <p>特別な理由（例） 。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道路の供用開始時期、公営住宅の入居時期について、当初に予定していた時期を繰り上げて行うなど行政運営上必要となる場合。 。 ●事業の執行に関する当初の予定が変更され早い時期に完成が必要となる場合。 。 <p>※発注者の「特別な理由」は発注者の自由な意思によるものであり、必ずしもこれを明示しないと短縮請求をできないわけではない。 。</p> <p>ただし、発注者と受注者の協議の過程でその理由を受注者に明示する必要がある。 。</p>	<p>4. 設計・契約変更の考え方</p> <p>4-5 発注者の特別な理由により工期を短縮する必要がある場合 [契約約款第23条] 。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。[契約約款第23条第1項] 。 ●発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。[契約約款第23条第2項] 。 <p>特別な理由（例） 。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道路の供用開始時期、公営住宅の入居時期について、当初に予定していた時期を繰り上げて行うなど行政運営上必要となる場合。 。 ●事業の執行に関する当初の予定が変更され早い時期に完成が必要となる場合。 。 <p>※発注者の「特別な理由」は発注者の自由な意思によるものであり、必ずしもこれを明示しないと短縮請求をできないわけではない。 。</p> <p>ただし、発注者と受注者の協議の過程でその理由を受注者に明示する必要がある。 。</p>

削除

「島根県公共工事請負契約約款」において、第23条の2項が削除されたことに伴う記載内容の変更

改定対照表

島根県公共工事請負契約約款に係る
設計・契約変更の手引き（案）

改定前	改定後
<p>5. 契約変更の手続</p> <p>5-1 工期の変更 [契約約款第24条] 。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●工期の変更は、発注者、受注者協議による。 <ul style="list-style-type: none"> ○協議開始日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め受注者に通知する。 ●協議の開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。 <ul style="list-style-type: none"> ○発注者が工期の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始日を通知しない場合、受注者は協議開始日を定め発注者に通知する。 </div> <p>5-2 請負代金額の変更 [契約約款第25条] 。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●請負代金額の変更は、発注者、受注者協議による。 <ul style="list-style-type: none"> ○協議開始日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め受注者に通知する。 ●協議の開始日は、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。 <ul style="list-style-type: none"> ○発注者が<u>工期</u>の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始日を通知しない場合、受注者は協議開始日を定め発注者に通知することができる。 ●受注者が増加費用を必要した場合又は損害を受けた場合に、発注者が負担する必要な費用の額については、発注者、受注者が協議して定める。 </div>	<p>5. 契約変更の手続</p> <p>5-1 工期の変更 [契約約款第24条] 。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●工期の変更は、発注者、受注者協議による。 <ul style="list-style-type: none"> ○協議開始日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め受注者に通知する。 ●協議の開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。 <ul style="list-style-type: none"> ○発注者が工期の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始日を通知しない場合、受注者は協議開始日を定め発注者に通知する。 </div> <p>5-2 請負代金額の変更 [契約約款第25条] 。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●請負代金額の変更は、発注者、受注者協議による。 <ul style="list-style-type: none"> ○協議開始日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め受注者に通知する。 ●協議の開始日は、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。 <ul style="list-style-type: none"> ○発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始日を通知しない場合、受注者は協議開始日を定め発注者に通知することができる。 ●受注者が増加費用を必要した場合又は損害を受けた場合に、発注者が負担する必要な費用の額については、発注者、受注者が協議して定める。 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p style="border: 2px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">誤字の訂正</p> </div>